

仙台市郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト

目的と概要

本プロジェクトは、人口減少や超高齢化社会の到来を見据え、顕在化している問題または顕在化が懸念される問題に対し、**仙台市内の郊外住宅地・西部地区におけるまちの持続性確保や交流人口拡大に資する取り組みの活性化**を図るために、地域団体、NPO、企業、大学等を対象として、民間事業のノウハウの活用、新技術の導入など、地域の担い手の自発的な取り組みに補助を行う事業です。

特徴

- 人口減少や高齢化が地域全体で進む**エリアに特化した補助制度**です。
- **3年以内の自立**を目指して、立ち上げに必要な経費の補助を行う制度です。
- 2017年度から2021年度までの5年間限定の制度です。



郊外住宅地…仙台市の都心外縁部及びその外側において、主に昭和30年代から60年代までにかけて大規模開発された住宅地及びその周辺

西部地区…主に東北自動車道より西側の市域



課題別事業例

まちの持続性確保

- 高齢化により日常生活に支障を感じる方の増加
→地域内の見守り活動
- 住民による交流の機会や地域活動の減少
→地域住民による交流スペースの運営
- 子育て・教育の充実を望む世帯の増加
→地域の高齢者による放課後学習支援
- 空き家増加による治安の悪化やコミュニティ維持への懸念
→空き家を活用した若年世代の転入促進

交流人口の拡大

- 観光客が滞在を楽しめる仕掛け不足
→観光拠点や観光ルートの整備
- 地域を代表するモノの不足
→特産品の開発
- 遊休農地の増大による景観悪化や鳥獣被害
→農業体験、市民農園の運営

等



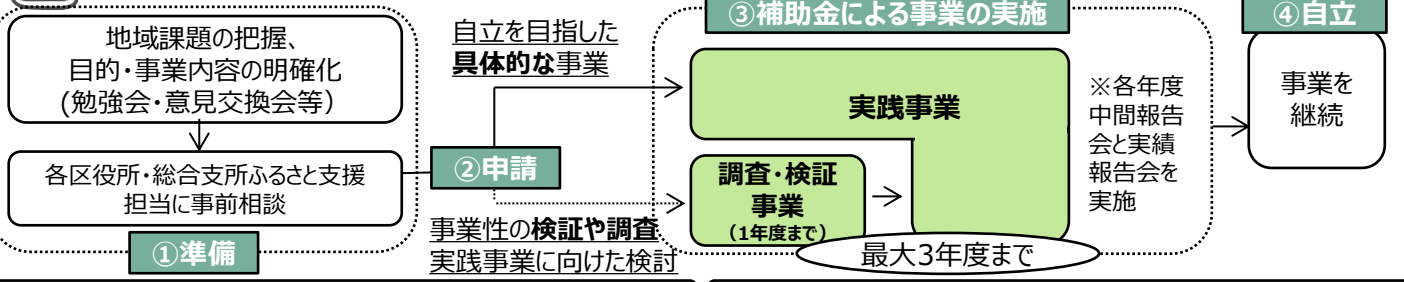
補助の種類

	実践事業	調査・検証事業
内容	具体的な活動に取組める段階に至った事業であり、中長期的に事業の自立的継続性が期待できる事業	「実践事業」への移行を目指し、事業性の検証、調査その他の検討を行う事業（調査・検証のみは不可）
補助期間	最大3年度 (調査・検証事業は1年度のみ。調査・検証事業と実践事業の組み合わせも可)	
補助上限	3,000万円（事業期間が複数年度の場合も同じ）	500万円
補助割合	補助対象経費合計額の4分の3以内 ※他の補助制度を受ける場合、補助対象経費から他の補助額を引いた額の2分の1以内	補助対象経費合計額の10分の10以内 ※申請者が企業等の民間事業者のみで構成される場合、補助対象経費合計額の10分の8以内



準備・申請から実施までの流れ

※詳細は募集要項等をご覧ください。



申請にあたっての準備や、補助期間中の進め方、自立後に関する相談まで
各区・総合支所のふるさと支援担当が事業をサポートします。まずはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 本制度に関して…仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 : 022-214-1254 (直通)

実施事業に関して…各区役所・総合支所 ふるさと支援担当 (いずれも代表番号)

■青葉区役所: 022-225-7211 ■宮城総合支所: 022-392-2111 ■宮城野区役所: 022-291-2111 ■太白区役所: 022-247-1111

■秋保総合支所: 022-399-2111 ■泉区役所: 022-372-3111 ※若林区役所は本制度に該当する地区がないため、掲載していません。